

消費者教育研究校報告書

愛知県立半田商業高等学校 教諭 鈴木壮史

1 はじめに

2022年4月1日、改正民法施行により成年年齢が18歳とされる期日が来る。今年度の高校1年生以降は高校在学中、誕生日を迎えた時点で成人として扱われることになる。成人として扱われることで、知識不足にともなう消費生活上の不利益を被ることが懸念される。これまでの授業で家庭科や公民科の中で触れられることはあったものの、消費者としての意識は高いものではなく、思い込みや誤解によって間違った消費者知識が広まっている。甘い誘いに乗ってしまい必要ない契約や過剰な契約、効果のない偽製品の購入など、誤解や騙されることでの不利益に対し正しい知識を持つことで避けることが重要である。これは、若年者だけでなく、大人も新しい消費行動について常に正しい知識を得ていることで、社会として安定した消費活動につながると考える。

本校は知多半島の中央部に位置し、南には自然豊かな環境が広がり、東部には鉄鋼や自動車、航空機をはじめとした製造業が活発な生産活動を続けている。西部には中部国際空港を中心として大規模小売店が複数出店している。北部は鉄鋼業を中心とした製造業が愛知の産業を支えている。名古屋のベッドタウンとして人口が増加している。そのような環境の中で、本校は地域に貢献する人材の育成を目指し教育活動を展開している。新型コロナウイルス感染症によって社会構造の大きな変化が起きており、柔軟に対応できる人材となるようこれからの指導について創意工夫をもって対応していかなければならない。今回、消費者教育研究校として研究の機会をいただいた。消費者の権利や消費生活で注意すべき事柄を整理し知識として習得することや、習得した知識を地域の方に還元し、正しい知識を広げていくことを通じて、受動的な学びではなく主体的な学びの機会としたい。

2 定義付けと取組方針

消費者教育研究を進めていくにあたり、消費者基本法から消費者の権利として6項目の内容が明示されている。その中でも、教育の機会が確保されることについて目に留まった。今後成人していく高校生はもちろん、地域の方に新しいビジネスの形態、例えばインターネットを用いた直接取引やコード決済などの新しい代金決済方法の仕組みやメリット・デメリットを知る機会が極端に少ないことや広告を通じて偏った内容でしか理解できないことが多いと想定される。商業高校生として消費者教育を受けて終わりにするのではなく、消費者の立場を理解し消費者の利益を最大化させるようにビジネスを展開する人材となることを今回の学習の目標としたい。

3 学習の進め方

I 消費者として正しい知識を得る

Ⅱ 近年小売りの場面で変化していることを考え、調べる

Ⅲ 地域の方に講座を展開し、消費者教育を実施する

時限	展開
1・2	I 消費者として正しい知識を得る
3・4	Ⅱ 近年小売りの場面で変化していることを考え、調べる
5～8	Ⅲ 消費者教育講座の準備
9～12	Ⅲ 消費者教育講座の実施
13	振り返り

I 消費者としての正しい知識を得る

【事前アンケート】 回答数：講座受講生20名

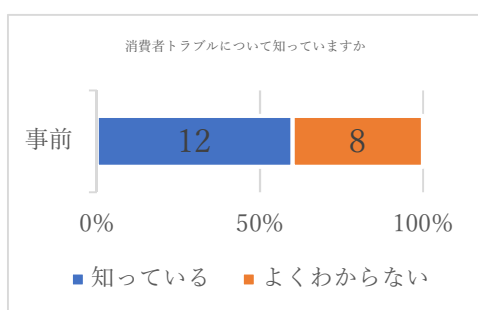


図 1

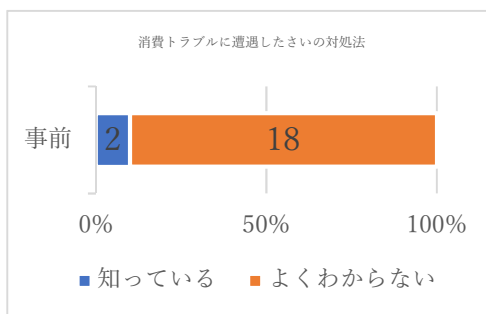


図 2

消費トラブルについて危険性を認識している生徒は多いものの実際にトラブルにあったさいにどうすべきか明確に答えられない生徒が多かった。(図 1、図 2)

(1) 若年消費者教育推進支援事業の活用

「若者に多い消費者トラブル」

講師：愛知県消費生活総合センター消費生活相談員

日時：2020年8月28日 5時限

概要：消費者庁作成教材「社会への扉」を活用したスライドと最近発生する消費者トラブルとその対策について講義していただいた。

【生徒の意見】

- ・何事にも責任感をもって商品売買したい。
- ・一人で悩まずに周囲の大人や「188」に電話・相談するようにしたい。
- ・私はよくインターネットでものを買うので変なサイトには気をつける。

(2) KDDI スマホ・ケータイ安全教室の活用

「スマホを用いた消費生活について」

講師：KDDI スマホ・ケータイ教室講師

日時：2020年10月2日 5時限

概要：ワークシートとパンフレットを用いてグループワークの中でスマートフォンを用いて消費生活を送る中で中高生が陥る課題を学習し

た。また、コード決済利用時の注意点をわかりやすく伝えていただいた。

【生徒の意見】

- ・不正アクセスを利用し、口座からお金を抜き取られる被害が増えていることを知ることができた。パスワードを簡単なものにしないことや利用時に困らないようにパスワードを管理することに気を付けたい。
- ・普段何気なく使っているスマートフォンには危ないことが多く潜んでいることを知った。

(3) ふりかえり

成人した消費者として、自らの責任において契約を結び、健全な消費活動に努めるための行動指針を考えた。

<行動指針>

- ・製品の使用方法を十分に理解したうえで安全に利用すること。
- ・偽の通信販売サイトに注意を払い、不当に安価な値段を掲示する場合、利用しないこと。
- ・契約とクーリング・オフについての注意点をあげてワークシートにまとめ、トラブルが多い内容について確認する。

【事後アンケート】 回答数：講座受講生 20名

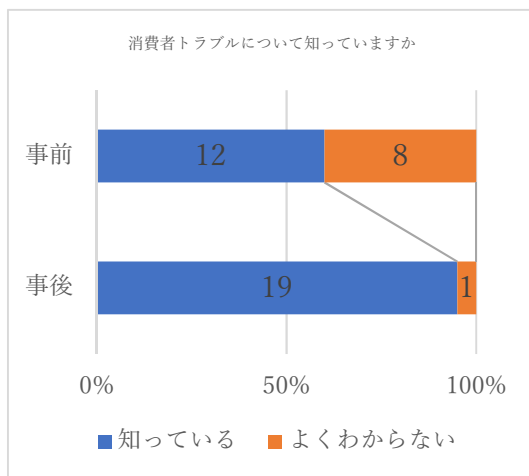


図3

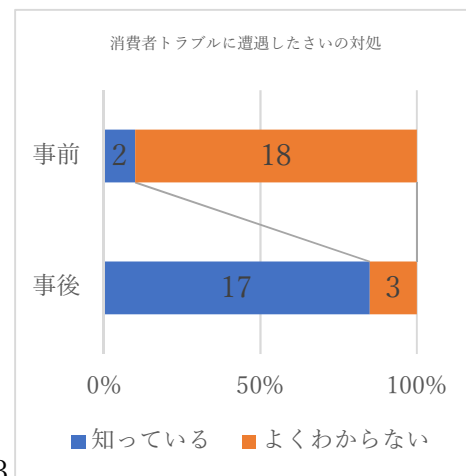


図4

事前アンケートとの比較では、どちらの値も数値が変化し、講座を実施することで消費者としての意識を高めることができた。(図3、図4)

II 近年小売りの場面で変化していることを考え、調べる

(1) グループワーク

一般消費者として消費生活を送る際に起きている変化をグループワークで議論した。様々な意見が出された。

出された意見

- ・レジ袋の有料化→レジ袋がいない場面多い。

- ・エコバッグはあまり使わない。
- ・コロナ禍についての生活習慣の変化
- ・直接硬貨や紙幣に触れることに抵抗感がある。
- ・交通系電子マネーで支払うことが増えた。
- ・買い物にはあまり行かず、ネット通販を利用して済ますことが多い。
- ・SNSで紹介されている商品を買ってしまう。

(2) 議論の展開

意見が出尽くしたところで、教員が地域の方へ今回の学習内容を還元することを提案した。議論をさらに深めて次のような意見が出された。

【生徒の意見】

- ・エコバッグ利用促進のためのアイテムを考えよう。
- ・他の授業で市民講座をした際、地域の方から「コード決済を利用したいのだけれど、使い方がよくわからない」「コード決済の種類が多すぎて何を選ぶべきかわからない」「コード決済は安全なのか」という内容を多く聞いた。

(3) 結論

キャッシュレス決済の紹介とコード決済の利用法、そして利用上で特に注意すべきポイントについてまとめ、市民講座を実施することとした。

Ⅲ 地域の方に講座を展開し、消費者教育を実施する 実施の計画

地域市民交流センターの職員の方と打ち合わせ、講座について相談を行った。コロナ禍ではあるが地域の方のためにそういった講座を展開することを応援していただけると返答を得た。参加される皆様にとって直接利益になる内容を還元してほしいと要望を受けた。

(1) 案内広告作成

地域市民交流センターに講座の実施に向けてポスターを作成した。キャッシュレス決済についての説明と、コード決済の内容を簡単にまとめた。(図5)

(2) 講座内容の作成

大まかな流れは次のようにした。

導入→キャッシュレスとは→コード決済の種類と
 特長→自分に合ったコード決済→アプリのインストール→コンビニで買ってみよう→今日の講座のまとめと消費生活上の注意点

この流れに沿って4つの班で分担して内容を作成した。

【生徒の提案】



図5

- ・スライドは高齢の方でも読みとりやすくする。特に文字を大きく、ゴシック系を使う。
- ・スマートフォンの画面を取り込み視覚的に操作しやすいものにした。
- ・数人のグループに視覚的な効果を上げるためにタブレットを使用した。
- ・診断シートを用いて、コード決済の選択肢を示したい。
- ・実際にコード決済を利用したことがないから試してみたい。

これらの提案を受けて、スマートフォンから画像を取り込み利用する方法やコード決済について入金の方法、IDやパスワードの管理についての指導を行い完成することができた。

(2) 講座の実施

- ・第1回講座（日時：12月4日13時半～15時、参加者数：8名）

今年度から初めて実施する企画内容ということと、コロナ禍で密を避けるために定員を10名として案内していただいた。計画通り講座を進め、講座の最後には、実際に入金とコード決済の利用まで完了することができた。地域交流センターの方からまとめとして、「導入の時にキャッシュレス決済についての特長をもう少し説明してほしい。」「コード決済のそれぞれの特長を明確に示すと後の選択が行いやすい」と指導していただいた。（図6）

【参加者の意見】

- ・孫とお小遣いのやり取りをコード決済でやってみたかったので使い方を知ることができてよかった。
- ・使い方がわかったから、使ってみたい。
- ・スマホの電池がなくなると使えなくなるので、スマホだけでなく現金も多少持ち歩くようにしたい。



図6

- ・第2回講座（12月11日13時半～15時、参加者数：5名）

前週の指摘していただいた内容を踏まえて導入の説明量を増やし、臨むことができた。タブレットの活用にも慣れ、参加者の質問内容に合わせて端末を上手に利用し、必要な説明をそれぞれのグループで実践できた。（図7）

【参加者の意見】

- ・クレジットカードとアプリの連携方法についてより詳しく説明してもらったとありがたかった。
- ・これまで使っていたクレジットカードもキャッシュレス決済になると知ることができた。



図7

・振り返り

終了後、学校内で今回の講座の振り返りを行った。意見として

- ・相手に対してわかりやすく伝えることが難しかった。
- ・「助かったよ」「ありがとう」と言ってもらうことができた。
- ・質問にスムーズに答えることができた。

コロナ禍で郊外の方と触れ合う機会が大きく減少しているが、今回の講座を通して得たコミュニケーションする機会を生徒は自身の成長に生かすことができた。

4 成果

今回の研究を通じて、生徒の消費者としての意識を高めることができた。

調査結果を見ると若年消費者教育推進支援事業の講座だけでも十分意識付けてきているが、知識の定着度合いを高める必要があることから、地域の方を対象とした消費者教育講座の開催を通じて、さらに理解を深めることができた。

また、卒業を前に生徒にインタビューを行ったところ、困ったときに188を活用することなどと答えたことから、消費生活についての意識が高く、消費者教育の効果があったと考える。

5 まとめ

改正民法施行によって、若年消費者への消費者教育が急務であると実感した。それと共に地域に根差した学校として、受け身の教育活動ではなく、地域の方と共に学ぶ姿勢を大切にしたい。生徒自身の消費生活への関心を高め、地域の方に講座を開くことで、コミュニケーション能力の向上や、主体的に学ぶ姿勢を習得することができた。今回の取組によって地域の方に還元する講座が実施できた。地域の方が必要とする情報と生徒の言葉で伝えられた内容に差異があり、改善の必要があるものの、来年度以降においても、消費者教育講座を継続して行い、消費者市民社会の発展に貢献していきたい。

最後に、取組方針で目標とした「消費者の立場を理解し消費者の利益を最大化させるようにビジネスを展開する人材となる」であるが、時間を十分確保できず議論を深められなかったことが課題である。

ビジネスに携わる者として利益を追求するだけでなく、消費者（顧客）の気持ち（安心感・幸福感・満足感）に寄り添った製品やサービスの重要性に気付かせていくことで、商業高校ならではの消費者教育を構築していきたい。